

ウィーン体制における集団安全保障の成立と崩壊

——「東西対立」を超越する平和秩序はいかに作られるか——

大原 俊一郎

はじめに

二〇二二年二月に開始されたロシアによるウクライナ侵攻は、全欧州的な国際安全保障の崩壊であると同時に、ヨーロッパレベルにおいても、世界政治レベルにおいても、東西対立の再燃を否応なく衆目にさらすこととなった。もとよりヨーロッパにおいては、ポーランドやハンガリーなどで権威主義政権が誕生し、近著『模倣の罫』¹⁾に示されているようなイデオロギー対立が生じている。

そもそも日本ではこうした東西対立の発生は二〇世紀のロシア革命による共産主義の発生によるものとされているが、ドイツの歴史家ハインツ・ゴルヴィッツァー (Heinz Gollwitzer) が一九六〇年代に示した一九世紀の東西対立に関するスタンダードワークにおいては、一八世紀後半のアメリカ独立革命頃から自由主義勢力の陣営

化が始まり、ナポレオン戦争と一八一五年の神聖同盟という対抗的な陣営化を経て、自由主義と保守主義との東西対立が国際政治の決定要因として立ち現れることとなったとされている。²⁾ この意味において、東西対立は自由主義発生以来の約二百年にわたる国際政治の基本構造であると同時に、この約二百年の内で東西対立が解消したのは、一九世紀末から一九一七年ロシア革命までと、二〇世紀末から二〇〇八年のロシアによる南オセチア・アブハジア共和国に対する侵攻までの短い期間と見ることができ、この東西対立解消期に共通して見られたのが、圧倒的なグローバリゼーション（グローバリズム）の進展と国際政治構造の劣化であった。一九世紀国際政治の特質は、こうした東西対立を二〇世紀前半の二度にわたる世界大戦や二〇世紀後半の東西冷戦時代のような核兵器による恐怖の支配によってではなく、ヨーロッパ協調といった外交の力によって乗り越えたところにある。

こうした約二百年間の歴史をその中心点として経験してきたヨーロッパでは、独自の国際政治観と平和文化が根付いている。例えば、アンリ四世の宰相であったシュリ（Maximilien de Béthune, duc de Sully）による「グラントデザイン」は集団安全保障と欧州統合の起源の一つと目され、集団安全保障に関しては、ウィーン体制期を経て、国際連盟・国際連合と続いているものの、たしかに欧州統合に関しては、安全保障からの統合ではなく、経済からの統合という路線変更を経て現在のEUに至ったことで、取り残された全欧州安全保障体制の形成過程の欠落が現在の東西対立に暗い影を落しているように見えることもできる。しかしながら、長い東西対立を乗り越えてきた経験は、東西対立のバランスや調停者といった外交文化・平和文化を形成し、近年では二〇一四年独仏主導のミンスクII合意の形成や二〇二一年サミットにおける米中対立に対するEU・独仏共同での調停外交として結実している。また、独仏を中心に形成されたインド太平洋戦略における多国間主義はEUの対外政策においても同様の展開を見せ、歴史的知見という観点から見れば、東西対立・調停外交・多国間主義といったEU・独

仏対外政策の基層的条件への見識を深め、その起点となつてのがウィーン体制期の研究と位置づけられる。⁽⁴⁾

それでは、ヨーロッパの調停外交・多国間主義の起点と目されているウィーン体制期の研究はどのような展開を見せてきたのであろうか。その動向について簡潔に概括すると、全般的研究としては、九〇年代のポール・シュレーダー (Paul W. Schroeder) のスタンダードワーク以降、イギリス外交の視点によるウィーン体制の概括ではなく、より広い視座によるウィーン体制期全般の検討という意味では、日本の研究認識は進展してこなかったものの、ドイツ語圏では、マティアス・シュルツ (Matthias Schulz) のスタンダードワーク以降、集団安全保障・安全保障文化 (平和文化) という観点に関心が移つていった。⁽⁵⁾

また、ヨーロッパにおけるウィーン体制期研究の特徴として、日本における一般通念とは正反対に、イギリス外交の問題性を重視する特徴がある。すなわち、一八一五年のウィーン会議から一九一四年の第一次世界大戦勃発までの約百年間を通じ、国際秩序が劣化していく起点として、イギリス外交の問題性が存在しているという見方である。こうした問題性の研究としては、すでに一九七〇年代にシュレーダーの代表的研究があり、クリミア戦争前後の時期のイギリス外交による「ヨーロッパ協調の破壊」が論じられた。こうしたイギリス外交の問題性はのちにドイツ語圏の国際関係史・社会史を代表する歴史家であるアンゼラム・デーリング・マントイフェル (Anselm Doering-Manteuffel) の教授資格申請論文『ウィーン会議からパリ会議へーイギリス、ドイツ問題と大國システム一八一五〜一八五六年』の中でより包括的に論じられた。⁽⁷⁾

ただ、そうした研究が一八四八年革命からクリミア戦争の講和会議であるパリ会議 (一八五六年) までの時期に重心を置いていたことと、二〇一四年にウィーン会議二百周年を迎えたことが相まって、近年ではウィーン会議前後の時期 (一八一〇年〜一八二二年) に焦点を当てた研究が相次いでいる。例えば、英語圏の研究を中心に

この時期を概観した研究、ウィーン会議後の四国同盟の常設国際機関である「同盟評議会」に関する研究、メツテルニヒ研究に関する最新のスタンダードワークなどが挙げられる。⁸⁾

ただし、こうした研究のほとんどが一八二二年にカースルレーからカニングに外相が交代する時期のカニング外交の問題性に焦点を当てており、本稿では、より始原的部分から解明作業を進めることによって、上記の先行研究の成果をより説得的に説明していく。

さらに、集団安全保障という観点からは次のような問題点を示すことができる。というのも、アメリカの研究に過剰に影響を受けている日本の国際政治・安全保障研究においては、集団安全保障の概念はアメリカのウィルソン大統領を代表とする勢力均衡への批判を起源として持つものと捉えられ、まさしくそれが現行の国際政治に関する問題の根幹の一つを形成している。それは、冷戦というある種の戦争的な国際秩序構造が終結した後、とりわけ、ヨーロッパにおける国際安全保障の形成過程において、OSCEというイデオロギー対立を超えた集団安全保障型の国際秩序形成が後退し、NATOという集団防衛・同盟システムを中心とした党派政治型の国際秩序形成が前面に押し出され、今日のウクライナ侵攻の遠因を形成しているという問題性¹⁰⁾、すなわち冷戦終結後の永続的平和秩序形成の失敗という事例ともつながっている。その背景には、アメリカや日本を中心に集団安全保障型の秩序形成に確固とした成功モデルが存在していないとみられてきたという歴史認識の問題がある。こうした歴史認識が形成される主要な要因の一つとして、従来のアメリカ的国際関係論(IR)において、ウィルソン流の勢力均衡批判・ヨーロッパ外交批判によって、集団安全保障の概念が「侵略国に対する軍事制裁を主体とした集団的懲罰」という定式化の下に一面的・皮相的に捉えられた結果、その運用が硬直化し、さらにそれを批判する「新制度主義学派」も国際秩序の歴史的発展過程を無視して議論を展開するという特徴を挙げることがで

きる。すなわち、IRのいずれの流派も国際政治史のコンテクストを正しく読み込むことができていないのである。それゆえに「新制度主義学派」が提示する安全保障問題へのアプローチや解決策も、PKO・軍備管理交渉・信頼醸成措置・レジームの強化など対処法的な範囲を超えず、そうしたアプローチによってどのような国際秩序が形成され、出現するのか、という根本的な問題を取り扱うことができていないことがすでに指摘されている。^①

これに対し、ヨーロッパにおいては、先述のとおり、集団安全保障の概念はシュリの「グランドデザイン」やリシュリユールの集団安全保障構想に端を発するものであり、それはハブルブルク帝国が実現を目指していた普遍的君主制、すなわち、中世からの残滓を引きずり、ハプスブルクの覇権を企図する国際秩序構想に対し、より世俗的で多極志向の国際秩序を構想したところから始まっている。^② そうした集団安全保障構想は戦乱の相次ぐ一七世紀の国際政治過程の中で、より現実的なパワー配分を実現するための多極的勢力均衡の形成という動きの背後に追いやられてしまったものの、一八世紀にはサン・ピエール (Abbe de Saint-Pierre) やルソー (Jean-Jacques Rousseau) の構想などに引き継がれ、それらの構想が一八世紀末から一九世紀初頭の国際政治の大変動を経て一気に現実化したのがナポレオン戦争終結直後における集団安全保障の成立という事象であった。^③

本稿においては、ウィーン体制における秩序形成を従来の研究のようなイギリス流の勢力均衡による秩序形成ではなく、メッテルニヒ主導の秩序形成として再構成し、大陸主導の国際秩序形成を導き出す。そのことにより、ヨーロッパ大陸において二極均衡から多極均衡、多極均衡から国際協調へと進んできた「国際社会 (諸国家体系) の成熟」のプロセスによって、重層的な国際秩序構造が形成され、それがウィーン体制期における集団安全保障成立の前提となったと主張する。この国際秩序構造の重層性を国際政治史のキーファクターと捉えることにより、素描的ながら、一七世紀から現在までの国際政治史の通観が可能となり、なぜ二〇世紀以降の集団安全保障

が画餅に帰す結果となったのかの解明が可能となる。さらに、IRにおいては、ウィルソン流の集団安全保障概念の硬直性が一知半解なヨーロッパ外交批判に端を発し、それに対抗する「新制度主義学派」も国際秩序形成に関する歴史的知見に根差した方法論を提示し得ないのに対し、本稿においては歴史学的検討の上に「国際社会（諸国家体系）の成熟」¹³を定式化することにより、どのようにして国際秩序を形成すべきなのかという方法論を示唆することができる。本稿の任務は、国際社会（諸国家体系）成熟の最盛期における集団安全保障の成立と崩壊の過程を丁寧についで、以上のような構図を可能な限り明示することであり、それこそが本稿が成す学術的な貢献の主要部分となる。

一 「解放戦争」におけるメッテルニヒの主導性（一八一三年三月～一八一四年一月）

(1) 一八一二年のロシア遠征から一八一三年の「ターニング・ポイント」¹⁴へ

日本においては、ナポレオン戦争の終結はイギリスを中心とした数次にわたる対仏大同盟形成の成果であり、ヨーロッパ百年の平和を確定したウィーン会議もイギリスとメッテルニヒの共同作業とするのが一般的な解釈であるが、ヨーロッパの研究、とりわけ近年の研究においてはこうした「イギリス帝国史観」とも言うべき神話の多くが覆されている。

まず、ナポレオン戦争の終結に関しては、そもそも従来の説においてはロシア遠征（一八一二年）の失敗により、ナポレオンが覇権を喪失したように描かれてきたが、実際にはロシア遠征後もフランスの陸軍力は圧倒的で、ロシア・オーストリア・プロイセンは個別に戦っては勝利が難しい状態にあった。

とりわけメッテルニヒにとっては、その前段となる一八〇九年の戦役は、それまでの度重なる戦役で疲弊したフランスに対し、豊富な資源と動員力を背景におおむね戦局を有利に進めながら、外交と軍事との調整不足をナポレオンに付け込まれ、シェーンブルン条約において敗戦同様の講和を強要された苦い経験として記憶されていた。¹⁵その後、オーストリアはナポレオンとマリー・ルイーゼの婚姻によって表面的にフランスと和解するものの、ロシア遠征が終了するまでシェーンブルン条約における賠償金や領土の割譲で大きく傷んだ財政の再建と国力の回復に注力しつつ、武装中立に徹して無傷でこの戦役を乗り越えることによって国際政治の主導権を握るといふ「積極的中立」を展開し、自国の失地回復とヨーロッパ平和秩序の回復による戦乱の終息を期していた。

(2) メッテルニヒの主導権

ロシア遠征におけるフランスの敗北を事前に予測し、入念な準備をしつつその結末を見て取ったメッテルニヒは、一八一三年三月にオーストリアにおける外交・軍事両面にわたる主導権を確立し、武装中立を脱して、武装調停への道を進んでいく。ここにおける武装調停とは、フランスに覇権を断念させることでその国益をヨーロッパの共通利益の枠内に収め、ヨーロッパの政治的均衡を回復するための調停交渉であり、交渉決裂の際には武力行使を辞さずに政治的均衡を回復することも視野に入れていた。さらにオーストリアのすべての資源をこの時期に投入するために、財政抛出を渋るシュタディオーン蔵相 (Johann Philipp Stadion) を説得し、巨額の財政抛出を認めさせ、大動員を可能とした。¹⁶

その後、メッテルニヒは明確な戦後構想に基づき、「ヨーロッパの共通利益」¹⁷の下に各国の国益を従属させる外交慣行を定着させる「教導プロセス」を展開し、国際政治の主導権を確立していく。というのも、従来のような

な個別の国益を最重要視する外交慣行では、三大国の緊密な共同作戦は難しく、一八一三年のロシア・プロイセンは幾度となくフランス軍に各個撃破されていた。とりわけ一八一三年五月のリュッツェンとパウツェンでの各作戦が軒並み失敗に終わったことから、メッテルニヒが主導する新たな外交慣行の妥当性が露墺普の間で認識され、共有され、定着していった。⁽¹⁸⁾一八一三年の各戦役においては、露墺普の最高司令部が戦場のすぐ近くに設置され、メッテルニヒは三大国の皇帝・国王・政治家・外交官・将官に対して、対面の会談によって網羅的に「教導プロセス」を浸透させていった。⁽¹⁹⁾とりわけ、メッテルニヒはロシアやプロイセンの首脳部に対し、「ヨーロッパの共通利益」のために国益を譲歩することの意義を「内面化」させ、「教導プロセス」を進展させていった。⁽²⁰⁾

このように、一八一三年五月から六月にかけてオーストリア参戦の打診と「教導プロセス」を展開して国際政治指導の主導権を握ったメッテルニヒは、一八一三年六月二十七日のナポレオンとの直接会談でフランスの国益（帝位）を「ヨーロッパの共通利益」の下に置く意思があるかを確認し、これをナポレオンが拒否したことでオーストリアのロシア・プロイセン側での参戦が確定し、ナポレオン時代の終焉をフランス軍首脳部に印象付けつつ最後通牒を送った。⁽²¹⁾さらに七月、八月とオーストリア軍の兵力集結のための時間稼ぎをしつつ、九月九日に露墺普の同盟条約（テプリッツ条約―一〇月三日に英を条約に追加）を結び、同盟国の個別利害の制限と基本的な戦後構想が確認された。この条約に基づいて一〇月には三大国の緊密な共同作戦を展開し、一〇月一六日―一九日のライプツィヒの戦いで大勝利を得て、ナポレオン戦争を実質的に終結させたのである。⁽²²⁾

以上の経緯の中で、各国の共同作戦と戦後構想、そして新たな外交慣行が形成され、メッテルニヒ主導での講和会議開催の流れが出来上がる。それはウィーン会議後の同盟評議会に関するスタンダードワークを著したデーグラーフ (Beatrice de Graaf) によれば、「勢力均衡原理に基づく集団安全保障アジェンダのヨーロッパ的発見」

とも表現可能なものであった。⁽²³⁾

二、蚊帳の外のイギリス（一八一三年三月～一八一四年一月）

(1) メッテルニヒのヨーロッパ新秩序構想

ナポレオン戦争後のヨーロッパ新秩序構想に関しては、英露によってヨーロッパ秩序を取り決めることを核とする小ピットの構想（一八〇四／〇五年）⁽²⁴⁾が存在していたが、戦争の終結に際してメッテルニヒの主導性がきわめて明確に立ち現れ、戦後秩序に関する基本構想の入れ替えが行われた。

メッテルニヒの構想においては、ヨーロッパの共通利益の下に各国の国益を従属させるという基本原則が置かれ、対立する露仏の中間勢力として墺普を置くという大陸の四大国を基軸とする新秩序が想定されていた。⁽²⁵⁾ また、中欧の安定を国際安全保障の核心と捉えつつ、神聖ローマ帝国のような旧秩序への復帰は困難と考え、中小国の主権に可能な限り配慮し、連邦によるドイツの形成を中核とする中欧秩序を構想した。⁽²⁶⁾ さらに大陸に対する主権独立を強固に主張する伝統を持つイギリスをこの緊密な大陸のシステムに組み込むことは難しく、イギリスの国益の問題、とりわけ海上権の問題を周辺問題と捉え、海洋とヨーロッパ外の平和に関しては、露英・英仏など二国間枠組みでの解決を構想していた。⁽²⁷⁾

(2) 蚊帳の外のイギリスとメッテルニヒとカースルレーの初会談

ナポレオン戦争は一八一三年三月から一〇月までの間に真のターニング・ポイントを迎え、その中で国際政治

におけるメッテルニヒの主導権が確立していったが、その間のイギリスはこの決定的なプロセスに対してほとんど影響力を及ぼすことができない状態であった。というのも、この期間内にカースルレー英外相以下のほとんどイギリスの閣僚が渡欧せず、テプリッツ条約（一〇月三日の予備条約）に際しても、大使としてアバディーン伯（George Hamilton-Gordon, 4th Earl of Aberdeen）を派遣するものの、大陸同盟国の綿密な協議には参加できていなかった。他方でイギリスでは大陸のプロセスに比して周辺の動きにとどまっておらず、イギリスを中心とする教次の大同盟によってナポレオンを追いつめていくという希望的観測が広がっていた。⁽²⁸⁾すなわち、イギリスに対しては各国の共同作戦と戦後構想、そして新たな外交慣行が共有されておらず、メッテルニヒ主導の「教導プロセス」とその「内面化」が欠如していた。

カースルレー英外相は一八一三年一二月末にようやくイギリスを出発し、一八一四年一月にメッテルニヒとの初会談を行った。カースルレーはこの時に初めて一八一三年の決定的プロセスを理解し、各国の共同作戦と戦後構想、そして新たな外交慣行への参入を始めていく。⁽²⁹⁾しかしながら、ここに積み残された問題があった。結局のところ、イギリスの主要政治家でメッテルニヒから「教導プロセス」を受けたのは、カースルレーと後のウエリントンなど、ごく少数の政治家のみであり、こうした「教導プロセス」の埒外にあったイギリス本国の大半の政治家、そしてその背後にある世論との認識のギャップが顕著になったのである。

三、ウィーン会議へ（一八一四年一月～一八一四年一〇月）

（1） ショーモン条約の内実

カースルレーは一八一四年一月のメッテルニヒとの初会談後、新たな秩序作りに向けた共同作業を進めていくが、これは言うなれば、イギリスにおいては一人だけの「教導プロセス」と「内面化」であった。こうした中、ショーモン条約の締結に向けて準備を進めていくものの、パリへの進軍という大問題のため、ショーモン条約のための協議に対し、塙露普は代理の将軍を派遣するが、イギリスはカースルレー以外に務まる者がなく、カースルレー外相本人が協議に出席することとなった。³⁰すなわち、この時点におけるカースルレーの主導性は形式的なものであった。

（2） ショーモン条約（一八一四年三月一日）

約一か月の共同作業を経て、一八一四年三月一日にショーモン条約が締結された。これはのちの四国同盟条約の前身となる条約で、諸大国を条約で拘束するものであった。フランスとの和平時にはより適切な方法でヨーロッパの安全保障を担保し（五条）、その防衛同盟はヨーロッパの勢力均衡維持のために行われること（二六条）などが取り決められた。³¹すなわち、イギリスにとっては、小ピットの構想を離れ、形式的には伝統的な大陸に対するフリーハンドと独立を放棄し、大陸同盟国との共同決定に際してはその拘束を受けることを確約するものであったが、カースルレーの考えでは、実質的には海上権力の優位は維持され、独立を脅かさないものと解してい

た。⁽³²⁾

(3) 第一次パリ条約（一八一四年五月三〇日）

さらに一八一四年四月一日にはナポレオンが帝位を喪失し、エルバ島に流され、五月三〇日にルイ一八世との間に第一次パリ条約が結ばれた。これはフランスの早期の大国復帰、占領軍の早期撤収など、きわめてフランスに寛大な内容であった。⁽³³⁾ ナポレオンのエルバ島への追放とあまりに早すぎる占領軍の撤収に対し、メッテルニヒは「二年も経たないうちに戦場に引き戻される」という危険性を察知していたことをその回顧録で述懐している。⁽³⁴⁾

四、ウィーン会議と諸条約（一八一四年一〇月～一八一五年一月）

(1) ウィーン会議開催とポーランド・ザクセン問題

このような経緯を経て、一八一四年一〇月八日にウィーン会議が開催される。ところが、会議は早期に紛糾し、四国同盟解体の危機にさらされる。とりわけ、プロイセンのザクセン要求、ロシアのポーランド要求によって、会議は大きく紛糾し、その間の経緯は「会議は踊る、されど進まず」という文言によって代表されている。この二つの要求が突き付けた課題はきわめて大きく、メッテルニヒの秩序構想の根幹部分との著しい相反関係を成していた。すなわち、新たなヨーロッパ秩序の下では、戦勝国といえども、ヨーロッパの共通利益に対しては国益を譲らねばならず、そうであってこそ秩序全体の調和と永続的な平和が約束されるものであった。ところが、プ

ロイセンとロシアによる過大な領土要求を受け入れてしまえば、この新秩序の大原則が揺らいでしまう恐れがあった。

一八一五年一月にかけて斡旋と調停を経てプロイセンがザクセン問題について妥協し、またロシアもポーランド要求について一部妥協することで、ウィーン会議の領土取り決めがすべての大国にとって受け入れ可能なものとなった。メッテルニヒの新秩序構想はその大原則の崩壊を免れることができ、またその後のヨーロッパ秩序の安定性の基礎作りを可能にしたのである。⁽³⁵⁾ こうして再び五大国協調が形成されるとともに、実質的にプロイセンとロシアへの二度目の「教導プロセス」と「内面化」の機会を作ることとなった。これ以降、プロイセンとロシアは自国の国益に対するヨーロッパの共通利益の優位を確立し、その後の神聖同盟という大義名分も得ながら、一九世紀中盤までこれを堅持していくことになるのである。

(2) 素通りしたネーデルラント地方の処遇

ところが、こうしたプロイセンとロシアに対する措置とは正反対に、イギリス本国政府が執拗に要求していたネーデルラント（低地）地方の処遇⁽³⁶⁾はさしたる障害もなく解決する。これはオーストリアの北イタリア領有とオランダの南ネーデルラント領有における塊英協調が早期に成立した⁽³⁷⁾ことと、フランスが敗戦国であったがゆえに実質的な発言権がなかったことが要因であった。しかしながら、プロイセンとロシアとは異なり、領土取り決めに対する自国の要求を素通りさせてしまうことは、イギリス本国政府と世論に対して新たな外交慣行の周知の機会や「教導プロセス」と「内面化」の機会をも失わせてしまう結果となった。

言い換えるならば、メッテルニヒにきわめて協力的でヨーロッパの国際協調を演出するカースルレーと、その

背後で断固として国益を譲らず、とりわけ経済的利益の拡大にまい進するイギリス本国との対比が可視化されず、両者のギャップが解消しなかったことは、のちのプロセスにおける禍根として残ることとなった。さらに言えば、ネーデルラント地方を他の大国の傘下に入れず、イギリスが大陸に対してフリーハンドを握り続けることはイギリスの国益と大陸に対する勢力均衡政策の根幹を成すものであったが、こうしたイギリス流の勢力均衡政策と、新たに大陸に成立したチェック・アンド・バランスの勢力均衡との間にはギャップがあり、そのギャップが埋まらなかつたことを意味している。すなわち、新たな勢力均衡においては、戦勝国・大国といえどもヨーロッパの共通利益の下にその国益（領土要求）を譲らねばならず、その意味において、どの大国も秩序に対してチェックを受けない完全なフリーハンドを獲得することは不可能なはずであった。

(3) ドイツ問題と中小国の処遇

一方、ドイツ問題の処遇については、先述のようにメッテルニヒとオーストリア皇帝フランツ一世はナポレオン時代にドイツの中小国に付与された主権を取り上げることは困難と認識し、神聖ローマ帝国の復活ではなく、主権国家の連邦として構成されるドイツ連邦を構想し、この基本構想に基づいて新たな中欧秩序が形成された。これはオーストリアがヨーロッパの平和秩序の永続化のために「ヨーロッパ共通の利益」を優先させた結果でもあり、同時にプロイセンに対しても、北ドイツでの覇権確立を諦めさせることとなった⁽⁴⁰⁾。ウィーン会議におけるポーランド・ザクセン問題のみならず、過去の事例においても、プファルツ継承戦争やオランダ継承戦争など、ヨーロッパにおける動乱は中小国の処遇を巡って勃発することが通例であり、新秩序に中小国の利益をいかに柔軟に織り込むかについては、その永続性の成否がかかっていた。そのため、ポーランド問題の処遇という、ウィー

ン会議の精神を大きく逸脱する例外事例を除けば、決して大国の利益のために一方的に中小国が犠牲になったわけではなく、中小国に対しても、きわめて微をうがった「時計仕掛け」とも言うべき配慮がなされていた。

(4) ナポレオン再追放から神聖同盟・第二次パリ条約・四国同盟条約へ

その後、一八一五年三月にナポレオンがエルバ島を脱出し、六月九日にウィーン最終議定書が急いで取りまとめられたものの、六月一八日のワテルロー会戦の結果、ナポレオンの再追放が決定した。

その後、九月二六日にはロシア皇帝アレクサンドル一世の主導でキリスト教的な保守主義を背景とする神聖同盟条約が締結されたものの、これに関してはイギリスの政治家のみならず、当初、メッテルニヒも忌避感を持つて見守っていた⁽⁴⁾。というのも、すでに「ヨーロッパ」の概念は、かつてのような「キリスト教共同体」を指すものではなく、一八世紀を通じたヨーロッパ概念の世俗化を経て、世俗概念としての「ヨーロッパ」が成立している⁽⁴²⁾。メッテルニヒ自身も宗教的な保守主義者としての側面はほとんど見受けられず、むしろ若い頃から自然科学者を志願し、政治家となってもそうなることを熱望していた、いわばアクチュアルな現実感覚を備えた「理性的啓蒙主義者」としての側面があり、そのため、神聖同盟のような宗教色の強い保守主義に対する忌避感を示していたものと思われる。ただし、ストラスブールにおいてフランス革命の混乱をつぶさに観察した経験から、革命とそれに伴う流血・殺戮・大混乱に対して嫌悪感を抱いており、それが急進的自由主義に対する敵意として表れていた⁽⁴³⁾。

また、一月二〇日には七億フランの賠償金と一七九〇年の国境線、そして一五万人の占領軍駐留を柱とする第二次パリ条約が締結され、より厳格な対仏戦後処理が実施された⁽⁴⁴⁾。

さらに同日の四国同盟条約においては、その第六条において、ヨーロッパの「共通の利益を協議する目的で」定期的会議を開催することが取り決められ、英語圏に言うところのいわゆる「会議システム」が成立した。この条約においては、ロシアを条約で拘束すると同時にイギリスも拘束されることとなり、また、同盟の性質も戦時同盟から将来のフランスの参加を織り込んだ平和同盟へと変更することとなった。先述のショームン条約と異なり、四国同盟条約では、カースルレーが真のピースメーカーとして独り立ちをして協議を主導し、メッテルニヒの構想を修正して大陸同盟秩序にイギリスを組み込むこととなったものの、イギリスのフリーハンド放棄に対するイギリス政府と世論の反感は早くもその兆しを見せていた。⁽⁴⁶⁾

五、ヨーロッパの新たな勢力均衡と集団安全保障

(1) ウィーン最終議定書による領土画定の要点

ヨーロッパの新たな勢力均衡秩序では、領土画定作業により、大国のパワーの均等化が実施されると同時にフランス東部国境の強化によってフランスの東への膨張を押しとどめるためのパワー配分が行われた。内容としては、プロイセンの西進、ライン地方の獲得(四三条)、北イタリアにおけるオーストリアの優位(九四、九六、一〇〇、一〇二条)、オランダ王国(オランダ+南ネーデルラント)の形成(六五、六八条)によってフランス東部国境が強化された。また、ワルシャワ公国のロシア編入とポーランド立憲王国とロシアの同君連合(一条)が規定されたが、これは勢力均衡を踏み越えたロシアの国家エゴの発露とも言うべきものであった。しかしながら、一連の領土画定作業によってヨーロッパの平和秩序は構造的保障を獲得し、ヨーロッパに対して安定的な平

和への確信を与えることとなった。⁽⁴⁷⁾

(2) 会議システム(ウィーン・システム)による集団安全保障の成立

また、特筆すべきは、ウィーン最終議定書の領土画定作業の基礎の上に集団安全保障体制が敷かれたことである。⁽⁴⁸⁾主として四国同盟条約で取り決められた集団安全保障は、定期的な会議で「ヨーロッパ共通の利益」をつねに確認し、それに伴う共通の脅威に対して、五大国(四大国)が一致して合意すれば、加盟国を拘束して共同対処(共同介入)を行うというものであり、のちの国際連盟・国際連合の集団安全保障体制の原型となるものであった。また、四国同盟の大使級常設機関「同盟評議会(Allied Council)」が設置され、ウエリントンの積極参加を得て、フランスに対する戦後処理が実施された。⁽⁴⁹⁾

こうして、四国同盟条約の締結によって、戦時的・党派的国際安全保障から平和的・普遍的集団安全保障への転換が行われ、敗戦国フランスの将来の参加を織り込むことで普遍性を担保することとなった。⁽⁵⁰⁾ここにおける普遍性とは国際政治におけるすべての大国を含むという意味での普遍性であり、ヨーロッパという地理的限定性にもかかわらず、コンGRESという会議形態によって国際政治上のすべての大国を含んでいるという意味において普遍的な集団安全保障として成立している。これは国際連盟が当初ドイツ・ソ連・アメリカを理事国に含まず、国際連合が安全保障理事会常任理事国に西ドイツ(ドイツ)・日本を含まないという意味において、その普遍性に疑義があることや、集団安全保障体制として実質的に機能していない点も併せて鑑みれば、ウィーン体制における集団安全保障体制は歴史上唯一実質的に機能していた集団安全保障体制とさえ位置づけることが可能である。

(3) 諸条約の位置づけと重層的国際秩序構造

ウィーン体制を構成する一八一四—一五年の諸条約ネットワークについて、アンゼルス・デーリンググ・マントイフェルは次のように位置づける。すなわち、ウィーン最終議定書という核を守る形で、シヨーモン条約・神聖同盟条約・四国同盟条約の諸条約が配列され、ナポレオン戦争の終結に関しては、第一次パリ条約・第二次パリ条約によって規定されていた。⁽⁵¹⁾

こうしたウィーン最終議定書で規定された領土画定は、つねに大国間の合意によって協議され、調整され、変化する国際情勢に応じてその都度、国際秩序の結合を維持しなくてはならなかった。これを実現するのが、国際協調（大国間協調）であり、集団安全保障による共同決定と共同措置であった。⁽⁵²⁾ ここにおける集団安全保障の最も重要な役割とは、随時の会議を開催することで外交責任者同士の緊密な討議の場として新たな外交実践と規範を成立させ、会議における外交的調停が共通実践になることで予防外交を実現し、五大国自身を相互に抑制しつつ暴力的な紛争をコントロールし、封じ込めることによってヨーロッパ全体の全面戦争を予防することにあった。その上で、異なる国家・利害・党派間での討議を進めるためのより合理的な共通基盤として国際法が重視されたのである。⁽⁵³⁾

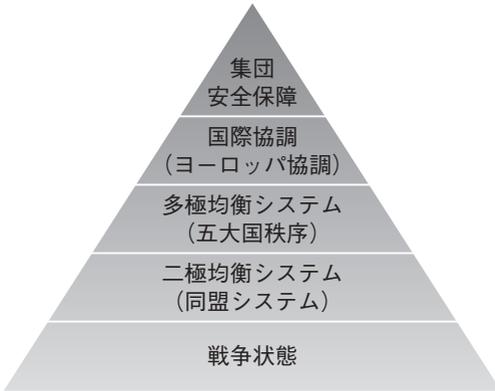
ウィーン会議前後の時期に諸国家体系の成熟に関する古典的研究を著し、国際関係論に関するドイツ歴史学派的の祖となり、英国学派にも大きな影響を与えたヘーレンの業績を踏まえ、こうした集団安全保障成立の背景を考察するならば、約二百年間にわたる国際社会（諸国家体系）の成熟の過程を見て取ることができる。国際社会（諸国家体系）の成熟は、一七世紀以降、大戦争から戦略的勢力均衡（二極均衡）へ、戦略的勢力均衡から大国間の合意形成を伴う勢力均衡（多極均衡）の社会化へ、勢力均衡の社会化から集団安全保障へ、という形で約二百年

間をかけて進められてきたものである。

とりわけ、一七世紀における二極均衡から多極均衡への成熟過程に関しては、従来、日本における紹介がなく、特に説明を要しよう。一七世紀前半におけるハブルブルク帝国とフランスとの二極均衡の中で、ハブルブルク帝国は普遍的君主制の確立を大義名分として覇権の獲得を目指していたが、これに対抗するフランスはスウェーデンやオランダなどと共同し、多極化への流れを利用しつつ、三〇〇年戦争を優位に進め、最終的にフランスとスウェーデンは三〇年戦争の実質的な勝者となった。ところが、ヨーロッパにおける優位を獲得したフランスはルイ一四世の親政開始と同時に覇権を目指したため、これに対抗するオランダのウィレム三世は対抗的な同盟形成によってフランスの野望を幾度も挫き、最終的にはプファルツ継承戦争終結に際してのライスワイク条約（一六九七年）により、二極均衡から多極均衡へという一七世紀の「諸国家体系の成熟」の過程は一応の決着を見ている。⁵⁴その後、一八世紀に入つてのイギリスの国力の伸長、一六九九年のカルロヴィッツ条約によるハンガリー獲得を経たオーストリアの再浮上、一七二一年のニスタット条約で確定したロシアの大国化など、五大国秩序形成に向けた動きが一気に進展するが、二極均衡から多極均衡への成熟過程の主要部分は一七世紀であった。その後、一八世紀における国際法思想の発展や五大国秩序・大国間協調の形成などの成熟過程が進展することになる。⁵⁵

こうした前提をもとに国際社会の成熟の過程をより構造的に捉えてウィーン体制期の国際秩序として再構成すると次のような重層的あるいはヒエラルキー的な国際秩序構造として説明されよう【図1】。すなわち、最下層（第五層）として、その後のスペイン革命やギリシャ危機、あるいはそれに伴う戦争の危機などで現れることになる価値観・利害の対立を伴う国際紛争の層があり、その上に第四層として第五層の破断が国際秩序の崩壊につながるがらないよう、フランス東部国境の強化など、力でこれを抑え込む二極均衡の勢力均衡があり、さらにその上

の第三層に諸国の利害を綿密に織り込み、大国間のパワー配分の均等化にも配慮した時計仕掛けの勢力均衡、すなわち二極均衡から多極均衡へと発展した勢力均衡がある。さらにその上に第二層として一八世紀以降に成立した大国間の合意（convenance）により進められる国際協調（大国間協調）の層があり、最上位に第一層として四国同盟条約で成立した集団安全保障の層が置かれる、という意味での重層的・ヒエラルキー的な国際秩序構造である。今後の綿密な検討は必要であるが、ウィーン体制期の集団安全保障はこうした約二百年間をかけて進められてきた国際社会（諸国家体系）の成熟の重層性の上に築かれたものであったと位置づけることができるのではないかと思われる。



【図1】「諸国家体系の成熟」の構造

六、集団安全保障の崩壊へ（一八一五年～一八二二年）

（1） イギリス内閣の紛糾

一八一四／一五年の諸条約で画定された国際秩序と勢力均衡はつねにすべての大国の合意の下に再調整され、結合を維持する必要がある。こうした認識に立ち、メッテルニヒとの緊密な協調の下にイギリスを集団安全保障体制に組み込んだカースルレーは、同時に国際的な重要テーマに関して五大国（四大国）で合意されて共同措置がなされる際には、イギリスを大国間合意の拘束の下に置かなければならなかった。これは大陸に対する独立を基調とする伝統的イギリス外交と厳しく対立するものであり、カースルレーのビジョンは本国では理解されていなかった。イギリス本国の大半の政治家とその背後の世論にとって四国同盟は集団安全保障ではなく、防衛同盟であり、四国同盟条約への合意は、フランスに対する抑止の観点からであった。⁵⁶

こうした対立は一八一八年一〇月一日に開催されるアーヘン会議の頃には明確に可視化されるようになっていた。そして、この会議システムに対する反対の主張者としてのジョージ・カニングが浮上してくる。カニングはポピュリストとして際立ったセンスを持っており、世論の変化を明確に感じ取り、柔軟に対応していた。さらにイギリスにはカニングを押し上げるもう一つの要因があった。一九世紀に入り、劇的に力を増してきた商工業者・銀行業者などの商工業・金融利権が、従来の貴族・地主から成る土地利権を圧倒し、この「興隆する中産階級（rising middle class）」の経済的利益を前面に押し出す「排外的愛国主義」的外交政策を強く後押ししたのである。⁵⁷ イギリス議会における自由主義派の伸長とその経済的利益を前面に打ち出す外交政策は、

大陸の三大国とカースルレーが推し進める国際協調と緊密な集団安全保障体制と著しい対照を成していた。

(2) 介入政策をめぐる問題から集団安全保障の崩壊へ

ここに国際政治を分断する大問題が浮上する。ウィーン体制は暴力革命の脅威を認識し、それがやがて国内・国際的にヨーロッパ秩序を破壊することを抑止するために正統主義を採用しており、この点において、自由主義とナシヨナリズムに対する国際的介入を特徴としていた。こうした介入の標的になったのは、自由主義の中で暴力革命を志向する急進派の過激思想であり、自由主義の中のどの勢力をどの程度の脅威と捉えるかについては、各国・各政治家ともに態様がさまざまであった。とりわけ、ドイツの自由主義は大学教授を中心とする教養市民層が主体であったが、その内部は穏健派・中間派・急進派の三つの勢力に分かれ、やはりこの中で介入政策の標的となったのは、学生団体を主体とし、暴力革命を志向する過激思想であり、自由主義に対する抑圧として悪名高い一八一九年秋のカールスバード決議も、そもそもは急進派に対する抑止が目的であった。⁵⁸メッテルニヒは基本的に穏健派・中間派を問題視しておらず、例えば、言語学者であり、ベルリン大学の創設者でもあったヴィルヘルム・フォンボルト (Wilhelm von Humboldt) は、穏健派の自由主義者としても名高く、政治家としてヨーロッパ平和秩序の確定に参画した際には、メッテルニヒと協同関係にあった。⁵⁹

一八一八年のアーヘン会議では、フランスに対する戦後処理の終了が決定され、フランスを大國政治のメンバーとして正式に迎え入れた。ところが、ここにおいてロシア皇帝が同盟目的を領土だけでなく王制維持に拡大する意向を示し、自由主義に対する包括的介入を意図し、介入政策に対する同意を一切拒否するイギリス本国の内閣と厳しく対立した。これに対し、メッテルニヒはあくまで大國間の合意に基づく急進派對策としての介入を

意図していた。こうしてイデオロギーをめぐる英露対立が開始され、いわゆる東西対立が国際政治に浮上してくることになる。⁽⁶⁰⁾

ところが、一八一九年秋のマンチェスター・ピーターラーの虐殺を経てイギリスに改革への流れが生じ、一八二〇年五月にスペイン革命の結果を受けて、英内閣は「ステート・ペーパー」を可決して、事実上の大陸同盟からの離反を決定した。「ステート・ペーパー」にはイギリスの伝統的外交政策への帰還と大國間関係におけるイギリスの独立の試みが記録されていた。さらには一八二二年のカースルレーの死と内閣改造を経て、イギリスは大陸の緊密な集団安全保障体制から離脱したのであった。⁽⁶¹⁾

以降、カニング外相の下で「ヨーロッパの共通利益」に対する「イギリスの国益（商工業・金融利権）」の優位が確立され、会議システムの集団安全保障は崩壊する。新たな会議外交では、イギリスの国益に沿うときには協調が成立するが、沿わないときにはイギリスは不関与を貫き、その場合、イギリスだけが拘束されないといういわば「イギリス例外主義」を織り込んだ秩序へと変容していく。すなわち、集団安全保障体制の緊密性も、大國の合意による秩序の再調整機能も失われてしまったのである。⁽⁶²⁾

この集団安全保障体制の崩壊に関し、英語圏においては会議システムから会議外交への変容という会議形態の変更として捉えられ、それが国際体制の崩壊という現象との結びつきを弱める結果となっているが、ドイツ語圏においては堅固な国際秩序構造の崩壊として捉えられている。すなわち、ドイツ語圏においては、一八一五年年から一八二二年までに成立していた「ウィーン・システム（Wiener System）」とは、全大陸での戦争と革命を防止するための、定期的会議、大國間の連帯、時代に適合した指導原理を特徴とする集団安全保障体制であり、それは保守主義的国際秩序観と自由主義的国際秩序観の両立を基調とする「ウィーン秩序（Wiener Ordnung）」と

併存していたものと捉える。さらに、一八二二年の国際政治プロセスによって、ウィーン・システムが崩壊したのに対し、ウィーン秩序は残存し、二つの国際秩序観が対立する「東西対立」の国際秩序が出現したと捉える。⁶³

ここにおいて、ヨーロッパ協調とは、厳密にはウィーン・システムの堅固な制度が崩壊した後のウィーン秩序の柔軟形態に適合したものであり、それは「抑制均衡型のコンセンサス政治」と呼べるものであったが、一八一五年から一八二二年までに成立していた集団安全保障体制よりも一段階劣化した国際政治として捉えられているのである。それは「東西対立」を超越する集団安全保障として成立したウィーン・システムを崩壊させたイギリスが主導する党派政治の中で、次第に国際秩序が劣化し、約百年をかけて第一次世界大戦へと向かう最初の一步でもあったのである。

七、おわりに―その後の国際政治史の展開とその総括

ウィーン体制初期の一八一五年から一八二二年まで存在していた集団安全保障体制は、東西のイデオロギー対立とそこから生じたイギリスの離反・離脱によって崩壊した。しかしながら、集団安全保障が取り去られても、ヨーロッパ協調と呼ばれる国際協調（大間協調）と一八一四／一五年の諸条約に守られた多極的な勢力均衡は、一九世紀中盤まで残り続け、ヨーロッパ百年の平和を構成する主要部分となった。すなわち、本稿で説明したところの第一層（集団安全保障）の国際秩序構造が取り払われても、第二層（国際協調）と第三層（多極的勢力均衡）の国際秩序構造は残り続けたのである。この間のヨーロッパ協調におけるイギリスの一八一四／一五年の諸条約を保護するという姿勢は明確であり、大陸からの独立の伝統との間でジレンマにさらされていた。⁶⁵

今後の綿密な検討は必要ではあるものの、本稿の検討を踏まえ、やや大づかみに一九世紀中盤から二一世紀までの国際秩序構造を概観すれば、次のような変容過程を見て取ることができよう。まず、一九世紀中盤にはクリミア戦争を経て国際協調（第二層）が弱体化し、一九世紀後半にはビスマルク体制のようなハブ&スポークの同盟システムを中心とした国際秩序形成が形成されたため、フランスにおける対独復讐心という仮想敵の復讐心を燃え上がらせ、露仏同盟という対抗的な大國間同盟の形成を経て、三国協商 v s 三国同盟というきわめて敵対的な陣営化・ブロック化を招き寄せてしまう。すなわち、国際秩序の中心構造は多極均衡（第三層）から二極均衡（第四層）へと劣化、言い換えれば、一七世紀の「諸国家体系の成熟」のプロセスの逆コースを辿り続け、国際紛争の層（第五層）へと帰着し、第一次世界大戦へと向かうことでヨーロッパ百年の平和は幕を閉じることになる。

ここにおいて、多極均衡から二極均衡への変化がなぜ「劣化」と位置付けられるのかについて、簡略に説明する必要がある。というのも、先述したように、一七世紀から一八世紀を経て一九世紀初頭にまたがる約二百年に及ぶ「国際社会（諸国家体系）の成熟」は、一七世紀における二極均衡から多極均衡への成熟過程の上に、一八世紀における国際法思想の発展や五大国秩序・大國間協調の形成などの成熟過程が成立している。この意味において、一八世紀の成熟過程は多極均衡を社会化し、システム化するものとして国際秩序の基本構造を構成しているのである。すなわち、第一次世界大戦前の三国同盟 v s 三国協商や第二次世界大戦前の連合国 v s 枢軸国という事例を挙げるまでもなく、二極均衡は一七世紀において三〇年戦争やプファルツ継承戦争をはじめとする度重なる極度の戦乱を巻き起こしてきたものであり、一七世紀前半のハプブルク帝国、一七世紀後半のフランスの覇権確立（一極優位）を目指す動きと合わせ、未成熟の国際秩序の典型例とドイツ歴史学派は捉えている。こ

の意味において、いわゆる二極安定論は、冷戦期において圧倒的な核の恐怖による「見せかけの平和」の維持、言い換えれば「恐怖の勢力均衡 (das Gleichgewicht des Schreckens)」により辛うじて戦争を抑制してきた劣化した国際秩序を牽強付会に正当化するための政略論とみなされている。⁽⁶⁶⁾ すなわち、多極均衡の上に社会化し、成熟してきた国際政治史のコンテクストを正しく読み込めば、覇権安定論も二極安定論も「反社会的」ともいうべき成熟への逆コースを示す議論として位置付けられることになる。

こうした点を踏まえるならば、一八二二年から二〇世紀初頭にかけての国際秩序の劣化のプロセスは一七世紀と一八世紀における「国際社会 (諸国家体系) の成熟」のプロセスの逆コースであり、二〇世紀前半は第一次世界大戦とその延長線上にある第二次世界大戦という、一七世紀前半と同様の「三〇年戦争」へと帰着したとみることができるといえる。ここにおいて、一九世紀後半のような同盟システムを中心とした国際秩序形成は、秩序全体に対し、ある種の「安全保障のジレンマ」を生み出し、「国際社会 (諸国家体系) の成熟」のプロセスを後退させてしまうという構造的問題を指摘することができる。さらに二〇世紀前半から現在に至る集団安全保障体制が実効性を欠いているのは、集団安全保障成立の前提条件、すなわち、システム化され、社会化された多極的勢力均衡 (第三層) とすべての大国の合意に基づく国際協調 (第二層) という「国際社会 (諸国家体系) の成熟」のプロセスが欠落し続けているという構造的な問題が横たわっているためではないかと考えられる。

以上の点を踏まえ、さらに一段進んだ総括を国際政治史に対して行うならば、次のような結論を措定することができるのではないかと思われる。すなわち、アメリカが主導した第一次世界大戦後、第二次世界大戦後、そして冷戦終結後の国際秩序作りは、アメリカが徹頭徹尾、東西対立の西側の代表として関与することによって東西対立を超克する調停者・仲裁者として大国政治全体を取り仕切ることができず、加えて、ウイルソン流の集団安

全保障概念に代表されるヨーロッパ外交への一面的・皮相的批判に基づく誤った国際政治史のコンテクストの読み込みにより、ウィーン体制期における国際秩序構築に比して第二層（国際協調）と第三層（多極的勢力均衡）の再強化を進展させることができなかった。それゆえに二〇世紀以降のアメリカ主導の国際秩序形成は「国際社会（諸国家体系）の成熟」へと国際秩序を導くことができなかったし、さらに言えば、アイケンベリー（John Ikenberry）の『アフター・ヴィクトリー』⁶⁷における主張とは正反対に、ウィーン体制以外のいずれのケースも永続的平和秩序の構築に失敗したと言えるのではないか、ということである。

とはいえ、ウィーン体制期の研究成果は、その取り扱いを誤れば、復古主義やショーヴィニズム的な排外主義に結びつけられる危険性を有している。しかしながら、正しくその成果を評価し、失敗を精査するならば、従来 of EU・独仏が中心となつて展開されてきたような多国間主義・調停外交を通じ、東西対立の緊張緩和、敵対関係の和解へと向けることが可能である。そして、これらの研究が起点となつて形成される安全保障文化・平和文化が可能な限り多くの国々や人々に共有されることで、単に戦争を終結させ一時的な停戦を実現するのみならず、二一世紀の国際秩序を成熟過程へと推し進め、国際政治の暴力性を馴致化し、可能な限り核兵器に依存することなく平和と安定を維持できる国際秩序を形成することもできよう。ドイツ語圏を中心としたウィーン体制期の研究は、こうした一定の方向性を持って推し進められているということも最後に付記しておかなければならないだろう。

注

- (1) イワン・クラステフ／ステイーヴン・ホームズ『模倣の罫―自由主義の没落』立石洋子訳、中央公論新社、二〇二一年。
- (2) Heinz Gollwitzer, *Ideologische Blockbildung als Bestandteil internationaler Politik im 19. Jahrhundert*, *Historische Zeitschrift*, 201:2, 1965, S.306-333.
- (3) 例えは、ハリー・ヒンズリー『権力と平和の模索―国際関係史の理論と現実』佐藤恭三訳、勁草書房、二〇一五年、二四―三六頁。
- (4) こうした観点から展開された研究として、Harald Müller/Carsten Rauch (eds.), *Great Power Multilateralism and the Prevention of War: Debating a 21st Century Concert of Powers*. London, 2018.
- (5) Paul W. Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*. Oxford, 1994; Matthias Schulz, *Normen und Praxis: Das Europäische Konzert der Großmächte als Sicherheitsrat 1815-1860*. München, 2009.
- (6) ウィーン体制期における日本の一般通念を形成している主要な研究として、ヘンリー・A・キッシンジャー『回復された世界平和』伊藤幸雄訳、原書房、一九七九年。また、キッシンジャーは他の著書の中で、ウィーン体制の国際秩序構想における小ピットの役割を過大に評価し、イギリスの果たした役割をその延長線上に置いている。ヘンリー・A・キッシンジャー『外交(上)』岡崎久彦監訳、日本経済新聞社、一九九六年、八六―九一頁。その他、高坂正堯「古典外交の成熟と崩壊」『高坂正堯著作集 第六巻』、都市出版、二〇〇〇年、一〇―三七七頁。あるいは、君塚直隆『パクス・ブリタニカのイギリス外交』有斐閣、二〇〇六年。
- (7) Paul W. Schroeder, *Austria, Great Britain, and the Crimean War: The Destruction of the European Concert*. Ithaca, 1972; Anselm Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongreß zur Pariser Konferenz: England, die Deutsche Frage und Mächtesystem 1815-1856*. Göttingen, 1991.
- (8) Mark Jarrett, *The Congress of Vienna and its Legacy: War and Great Power Diplomacy after Napoleon*. London, 2013; Beatrice de Graaf, *Fighting Terror after Napoleon: How Europe Became Secure after 1815*. Cambridge, 2020; Wolfram Siemann, *Meternich: Strategist and Visionary*. Cambridge (MA), 2019.

- (9) 南山淳『国際安全保障の系譜学』国際書院、二〇〇四年、一二七頁。
- (10) 渡邊啓貴「ヨーロッパの『グローバル戦略』の中のユーラシア外交」公益財団日本国際フォーラム(編)『ユーラシア・ダイナミズムと日本』中央公論新社、二〇二二年、二二五―二五七頁、特に二四―二五〇頁。
- (11) 南山淳「集団安全保障の再検討」『筑波法政』二二号(一九九六年)、一六五―一七四頁、特に一七二頁。
- (12) Klaus Maletke, *Universalmarchie, kollektive Sicherheit und Gleichgewicht im 17. Jahrhundert*, in Michael Jonas/ Ulrich Lappenküper/ Bernd Wegener (Hg.), *Stabilität durch Gleichgewicht?: Balance of Power in internationalen System der Neuzeit*, Paderborn, 2015, S.17-33.
- (13) サン・ビエールヤルソンの構想を集団安全保障構想の中に位置づける邦語文献として、木畑洋一『国際体制の展開』山川出版社、一九九七年、九―一頁。ウィーン体制期のヨーロッパ協調を安全保障理事会の先例として捉える代表的研究として、Mathias Schulz, *Normen und Praxis: Das Europäische Konzert der Großmächte als Sicherheitsrat, 1815-1860*, München, 2009, 他にウィーン体制期に成立した集団安全保障と国際協調との関係について素描的に論じている先行研究として、Wolfram Pyta, *Konzert der Mächte und kolliktives Sicherheitssystem: Neue Wege zwischenstaatlicher Friedenswahrung in Europa nach dem Wiener Kongreß 1815*, *Jahrbuch des Historischen Kolleges 1996*, München, 1997, S.133-173.
- (14) Siemann, *Meternich*, pp.320-321.
- (15) Richard von Meternich, *Aus Meternich's Nachgelassenen Papieren*, Bd.1 (以下、NP1), Wien, 1880, S.85-96, 7の見解を精査したもののとして、Siemann, *Meternich*, pp.265-267.
- (16) NP 1, S.127-131; Siemann, *Meternich*, pp.325-327.
- (17) 「共通利益」を基礎としたヨーロッパ再建に関するメッテルニヒの見解として、NP 1, S.164-165.
- (18) Siemann, *Meternich*, pp.331-341.
- (19) 当時の状況を示す記述として、NP 1, S.138-141.
- (20) こゝにいう「内面化」とは、専制・覇権や一方的な力の行使の反対語として、イデオロギー・道徳・精神などを通じて、諸国民の法や摂理を重視する価値観を内面化するところの意味である。Beatrice de Graaf, *The Allied Machine*.

- in Beatrice de Graaf/ Ido de Haan/ Brian Vick (eds.), *Securing Europe after Napoleon: 1815 and the New European Security Culture*. Cambridge, 2019, pp.130-149, especially 133.
- (21) Siemann, *Meternich*, pp.338-352.
- (22) Siemann, *Meternich*, pp.352-373.
- (23) Graaf, *The Allied Machine*, pp.131-132.
- (24) Vgl. Doering-Manteuffel *Vom Wiener Kongreß zur Pariser Konferenz*, S.22-23.
- (25) Siemann, *Meternich*, pp.328-329.
- (26) NP 1, S.131-134.
- (27) Weisungen für den Fürsten Schwarzenberg vom 28. März 1813, in Wilhelm Oncken, *Österreich und Preußen im Befreiungskriege: Urkundliche Aufschlüsse über die politische Geschichte des Jahres 1813*, Bd.1. Berlin, 1876, S.439-445, besonders 444.
- (28) John Bew, *Castlereagh: A Life*. Oxford, 2012, pp.311-331, especially 319. 他に、キリス側の動向・認識を扱ったものとして、Charles William Vane-Tempest Stewart, Marquess of Londonderry (ed.), *Memoirs and Correspondence of Viscount Castlereagh*, Vol.9, London, 1852, pp.52-59.
- (29) NP 1, S.185.
- (30) NP 1, S.185-199.
- (31) Clive Parry, *The Consolidated Treaty Series* (ブリタニカ・CTS), Vol. 63, 1969, pp.83-95, especially 88, 91.
- (32) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongreß zur Pariser Konferenz*, S.29-31.
- (33) Graaf, *The Allied Machine*, p.135.
- (34) NP 1, S.199-201, besonders 200.
- (35) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongreß zur Pariser Konferenz*, S.33-34.
- (36) Charles Kingsley Webster, *British Diplomacy 1813-1815, Select Document dealing with the Reconstruction of Europe*. London, 1921, pp.195-197.

- (37) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.32; Matthias Schulz, Cultures of Peace and Security from Vienna Congress to the Twenty-First Century; in Graaf/ Haan/ Vick (eds.), *Securing Europe after Napoleon*, pp.21-39, especially 24-25.
- (38) Jarrett, *The Congress of Vienna and its Legacy*, p.87.
- (39) Graaf, *The Allied Machine*, pp.132-134.
- (40) NP 1, S.207-209. Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.32.
- (41) NP 1, S.215-216.
- (42) 例えは、ヒンズリー『権力と平和の模索』二二八―二二九頁。
- (43) NP 1, S.9-15, 24-28, 32-35. シーモンはメッテルニコの政治観形成における歴史家ロッセ（Christoph Wilhelm Koch）シュートマン（Niklas Vogl）の影響や重視しつつある。Siemann, *Metternich*, pp.57-66.
- (44) Graaf, *The Allied Machine*, pp.137.
- (45) CTS, Vol. 65, 1969, pp.296-298, especially 298.
- (46) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.38-41.
- (47) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.35-36. Schulz, Cultures of Peace and Security from Vienna Congress to the Twenty-First Century, p.24-25. CTS, Vol. 64, 1969, pp.453-493, especially 457, 471, 477-478, 485-488.
- (48) Schulz, Cultures of Peace and Security from Vienna Congress to the Twenty-First Century, pp.25-26.
- (49) Graaf, *The Allied Machine*, pp. 134-137.
- (50) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.39, 41.
- (51) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.28.
- (52) Vgl. Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.41-42.
- (53) Matthias Schulz, The Concert of Europe and international security governance; in Müller/ Rauch (eds.), *Great Power Multilateralism and the Prevention of War*, pp.26-45, especially 33.

- (54) Maletke, *Universalsamarchie, kollektive Sicherheit und Gleichgewicht im 17. Jahrhundert*, S.17-21.
- (55) 大原俊一郎「国際政治史研究におけるドイツ歴史学派の方法論——18世紀ヨーロッパ諸国家体系の成熟過程を中心に」『国際政治』一八九号、二〇一七年、四九一-六四頁。
- (56) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.41-43.
- (57) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.43-45, 50-51. Siemann, *Metternich*, p.621.
- (58) ドイツの自由主義については、トーマス・ニッパードイ『ドイツ史 一八〇〇—一八六六(上)』大内宏一訳、白水社、二〇二一年、三五七—三七四頁。
- (59) NP 1, S.175.
- (60) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.44-47. アーレン会議については、Heinz Duchardt, *Der Aachener Kongress 1818. Ein europäisches Gipfeltreffen im Vormärz*. München, 2018.
- (61) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.48.
- (62) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.53-56; Eckart Conze, *Historicising a Security Culture: Peace, Security and the Vienna System in History and Politics, 1815 to Present*, in Graaf/ Haan/ Vick (eds.), *Securing Europe after Napoleon*, pp.40-55, especially 46-49.
- (63) Doering-Manteuffel, *Vom Wiener Kongress zur Pariser Konferenz*, S.11-13.
- (64) ヨーロッパ協調を「抑制均衡型のコンセンサス政治」として捉えた検討として、大原俊一郎「大國政治における協調と多國間主義——ヨーロッパ協調と戦間前期國際システムの基本枠組みをめぐる比較分析」『グローバル・ガバナンス』七号(二〇二〇年)、五四—六九頁、特に五七—五九頁。本稿の検討はこの研究をさらに深化させ、集團安全保障について正面から検討するものとして位置付けられる。
- (65) 例えば、高坂「古典外交の成熟と崩壊」二二六—二二六頁。君塚直隆「ヨーロッパ協調から世界大戦へ 一八一五—一九一四年」細谷雄一編『イギリスとヨーロッパ』勁草書房、二〇〇九年、一—五三頁。
- (66) こうした視座を端的に示す論考として、Jost Dülffer, “Balance of Power” im nuklearen Zeitalter?; in Jonas/ Lappenkuper/ Wegener (Hg.), *Stabilität durch Gleichgewicht?*, S.159-179.

(67) ただし、冷戦終結後の秩序構築の失敗に対する憂慮というアイケンベリーの問題意識は共有可能である。G・ジョン・アイケンベリー『アフター・ヴィクトリー―戦後構築の論理と行動』鈴木康雄訳、NTT出版、二〇〇四年、i
xi頁。

〔付記〕本研究はJSPS科研費20K01527の助成を受け、また亜細亜大学海外研究制度の支援を受けたものであり、併せて深謝申し上げます。